

6. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み

【申込み方法】

教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込みは、入園希望月の申込み期間中に、下記の方法で手続きをしてください。申込み締切日までに申込み書類の提出がない場合や、提出書類の不足や記入漏れなど書類に不備がある場合は、利用調整の対象とならないことや、利用調整において不利になることがあります。

① 提出する書類一式を用意

令和8年12月入園申請まで

② 申込みに関する注意事項の動画を視聴(市公式Webサイトに掲載)

③ LoGoフォームで受付番号を取得

- ・右記の二次元コードを読み込む
- ・ご自身のメールアドレスを入力して送信
- ・メールアドレスに送られてきた入力フォームにお子さんの情報等を入力して送信
- ・受付番号の通知を確認

令和9年1月入園申請から

④ 受付番号を「市川市保育所等利用申込書」の表紙右上に記入

※勤務先又はハローワークから申請書類のコピーの提出を求められることがあります。必ずコピーした上でご提出ください。

⑤ 提出書類一式をレターパック、簡易書留等にて郵送(締切日必着)



<送付先>

〒272-8501

市川市八幡 1-1-1

市川市 こども施設入園課 入園グループ

<送付方法>

- 必要書類の受渡しを確実にを行うため、申込み書類は必ず追跡が可能なレターパック、簡易書留等をご利用ください。

※書類の受領確認のお問合せは対応いたしかねます。

※書類を紛失した場合や郵送事故など、不着についての責任は負いかねます。

※郵送料金に不足が無いようご注意ください。料金不足の書類は受け取ることができません。

- 申込み後に、不足書類の提出や不備のあった書類の再提出をする場合は、普通郵便でも受け付けます。不足書類を郵送でご提出の場合、次の項目を提出書類にご記入ください。

- お子さんのお名前
- お子さんの生年月日
- 第1希望の保育施設名

<ご注意>

- 入園希望月の申込み期間中に到着するように発送してください。
- 申込み締切日までに申込み書類が到着しない場合は、利用調整の対象となりません。
- 提出された書類に不備があった場合は、市から保護者様にメール、又は電話で連絡します。

【書類の入手方法】

- 利用申込みに必要な書類(市指定)は、次の場所で配布しています。

★印の窓口では、『保育施設利用のご案内』、p.10①・②の書類及び就労証明書のみ配布です。

ご相談や申込みはできません。

☆第1庁舎こども施設入園課

☆子育てナビ行徳(行徳支所)

★大柏出張所

南大野2-3-19

★市川駅行政サービスセンター

市川南1-1-1 (ザ タワーズ イースト3階)

★南行徳市民センター

南行徳1-21-1

- 利用申込みに必要な書類(市指定)は、市公式 Web サイト「認可保育施設等申請者用書類(書類のダウンロード一覧)」ページからダウンロードすることもできます(本紙の表紙の裏面参照)。

【窓口への持参】

窓口を持参される場合は p.9①から④までの手続きをした上で、提出書類一式をお持ちください。

＜受付時間＞ 8:45～17:15 (土日祝・年末年始を除く)

※窓口では書類の受領のみとなります。窓口で内容の確認は行いません。

＜受付窓口＞

窓口	場所		電話
こども施設入園課 入園グループ	第1庁舎2階	市川市八幡1-1-1	334-1111(代表) 711-1785(直通)
子育てナビ行徳	行徳支所2階	市川市末広1-1-31	359-1391(直通)

【市外施設の申込み・市外からの申込み】

- 市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達、不足書類の再提出等を円滑に行えるよう、可能な限り窓口でお申込みいただくようお願いします(p.20 参照)(転出予定の方を除く)。
- 市川市外にお住まいの方で、市川市内の認可保育施設の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で利用申込みをしてください(p.21 参照)(転入予定の方を除く)。

【申込みに必要な書類】

- 認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～⑥の書類を確認し、必要な書類をご用意ください。
- 申込みを受け付けた時点で、3か月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出書類は、コピー可と表記のあるものを除き、すべて原本をご提出ください。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し(コピー)の提供、閲覧等も行っておりません。
- ①・②はお子さん1人につき1部必要です。兄弟姉妹で同時に申込みをする場合、③以降は1人に原本、その他兄弟姉妹にコピーを添付してください。

① 教育・保育給付認定申請書 (市指定の様式)

② 保育所等利用申込書 (市指定の様式)

※ 保育所等利用申込書の表紙右上に LoGo フォームで取得した受付番号を記入してください。

※記入にあたっては、「記入上の注意」をご参照ください。

③ 保育の必要性を確認する書類		《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻	
申込み時の状況	必要書類	父	母
就労(復職予定の場合を含む)	就労証明書 (市指定の様式) ※雇用主又は事業主が記入 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新ごとに提出が必要となります。 ※就労の実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※ダブルワーク等、複数箇所ですら就労されている方は 直近1か月分のシフト表 (原則、会社規定のもの)又は 勤怠表 をご提出ください。その他、就労状況により下線部の書類の提出を求めることがあります。 ※入所日時で転職する、又は労働契約上の就労時間に変更になる場合は、「求職活動」又は「就労内定」の事由で書類をご用意ください。	☐	☐
自営業の方	開業後1年以上の場合： 確定申告書 第1表・第2表の写し(コピー) ※収入金額(千葉県最低賃金×就労要件 64 時間/月×12 か月の額が目安)等により就労実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 開業後1年未満の場合： 開業届の控え(コピー) 「申告書等の提出について」(リーフレット)(コピー) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付	☐	☐
求職活動	求職活動申告書および同意書 (市指定の様式)	☐	☐
就労内定 (入園月の翌月 10 日までに就労開始する方)	就労内定に関する確認書および誓約書 (市指定の様式) 就労証明書 (市指定の様式)・・・雇用(予定)期間が予定のもの ・就労内定の状況が続く場合は、2か月ごとに提出が必要となります。期間内に提出がない場合、基準指数を「就労予定」に変更します。 ・備考欄に 保育施設入園後、翌月10日までに就労開始する旨 の記載がある就労証明書の場合、2か月ごとの再提出は必要ありません。 ・就労開始した場合、就労開始後に証明された「就労証明書」の提出が必要です。	☐	☐
就学	在学証明書 時間割表 (原則、学校作成のもの。作成不可の場合はご相談ください)	☐	☐
妊娠・出産 (出産予定月とその前後2か月間)	母子健康手帳のコピー (表紙及び分娩予定日のページ) 申込み児童以外の出産前後に係る誓約書 (市指定の様式)		☐
申込み児童以外の育児休業中、又は妊娠中で復職しない方 (出産予定月の2か月前の入園から可)	就労証明書 (市指定の様式) ※雇用主又は事業主が記入 申込み児童以外の出産前後に係る誓約書 (市指定の様式) 出産にあたっての状況申告書 (市指定の様式) ※妊娠中の方のみ	☐	☐
保護者の疾病・障がい	診断書 (市指定の様式)又は 障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー 診断書は医師による証明が必要です(整骨院等は不可)。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	☐	☐
介護・看護・付添い	介護・看護・付添い状況申告書 (市指定の様式) 被介護者の 診断書 (市指定の様式)、 介護保険証・障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー 又は 付添い状況証明書(小学生以下) (市指定の様式)	☐	☐
災害復旧	罹災証明書等	☐	☐
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	☐	☐

④ 母子健康手帳のコピー(最新の健康診査結果のページ)

《対象者》 ◆すべての申込み児童

- 1歳6か月健診の受診結果のコピーを提出する際に、「1歳6か月児健康診査記録票」がある場合は、そのコピーもあわせてご提出ください。
- 利用申込み後に受診した健診で指摘事項があった場合には、ご連絡ください。

⑤ 個人番号(マイナンバー)確認書類のコピー

《対象者》 ◆すべての申込み児童 ◆代表保護者

マイナンバー制度に基づき、教育・保育給付認定に関する申請書類にマイナンバーを記載していただく必要があります。

本人確認として、**マイナンバー確認書類**と**本人確認書類**のコピーをご提出ください。マイナンバーカード又は特定在留カードをお持ちの方は、カードのみで、マイナンバー確認と本人確認が行えます。

1. マイナンバー確認書類 【対象者: 申込み児童・代表保護者】 以下のいずれか1点をご用意ください。

- ☐ マイナンバーカード(表面及び裏面)、特定在留カード(表面及び裏面)
- ☐ 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの)
- ☐ 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの)

2. 本人確認書類 【対象者: 代表保護者】 以下の(1)もしくは(2)をご用意ください。

(1)顔写真付本人確認書類 (右欄の書類から1点)	☐ 運転免許証(住所等変更されている場合は、表面及び裏面) ☐ パスポート(住所が記載されているもの) ☐ 障害者手帳(療育手帳を含む) ☐ 在留カード、特別永住者証明書 等
(2)本人確認書類 (右欄の書類から2点)	☐ 公的医療保険の被保険者証(表面及び裏面) ☐ 国民年金手帳(表面及び裏面)、基礎年金番号通知書 ☐ 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 ☐ 納税証明書 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ パスポート(住所が記載されていないもの) 等

※確認書類の提出が困難な場合や、代理人が申込みをされる場合は、こども施設入園課までご相談ください。

⑥ その他状況に応じて提出していただく書類

《対象者》 ◆世帯の状況に応じて該当する方のみ

<保護者の就労状況>

申込時の状況	提出書類	
育児休業・産後休業から復職予定の方 (p.17 参照)	育児休業(産後休業)からの復職に関する申告書および誓約書(市指定の様式)	☐
入園月の翌月10日までに、市内の認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園で産前産後休業・育児休業から復職する方又は就労が内定している方(いずれも勤務時間が休憩を除き月140時間以上の方)		
市内の認可保育施設・認可外保育施設に保育士・保育教諭として勤務する方	保育士: 保育士証のコピー 保育教諭: 保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー 保育施設・幼稚園での就労に関する同意書(市指定の様式)	☐
市内の認可保育施設に職員(保育士・保育教諭を除く)として勤務する方	保育施設・幼稚園での就労に関する同意書(市指定の様式)	☐
市内の幼稚園に幼稚園教諭として勤務する方	幼稚園教諭免許状のコピー 保育施設・幼稚園での就労に関する同意書(市指定の様式)	☐

<世帯の状況>

申込時の状況	提出書類	
生活保護世帯	生活保護受給証明書	☐
ひとり親世帯、両親不存在(注1)	世帯状況申立書(市指定の様式) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	☐
ひとり親世帯(予定)(注1)	世帯状況申立書(市指定の様式) 離婚調停等の状況がわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ※DVのおそれがある場合はこども施設入園課にご相談ください。	☐
里親やファミリーホームに委託されている場合	養育委託書の写し又は児童相談所が発行した保育所、子育て支援短期利用事業、育児支援家庭訪問事業等の利用通知書(保育施設の利用が必要であることが記載されたもの)	☐
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書、資格外活動許可証、在留カード又は特定在留カードのコピー(表裏) ※在留資格を確認できる書類・資格外活動許可証がない場合、申込みを受付することができません。	☐
令和9年8月入園までの利用申込みにおいて、令和8年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 具体的な書類については、以下の項目をご確認ください。 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります(p.28 参照)。	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和8年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和8年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	☐
海外から転入した方、海外在住の方	令和7(2025)年1月～令和7(2025)年12月の所得を確認するための書類	☐
令和9年9月入園以降の利用申込みにおいて、令和9年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 具体的な書類については、以下の項目をご確認ください。 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります(p.28 参照)。	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和9年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和9年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	☐
海外から転入した方、海外在住の方	令和8(2026)年1月～令和8(2026)年12月の所得を確認するための書類	☐
今後、出産予定がある場合	出産にあたっての状況申告書(市指定の様式)	☐
お子さん又は同居親族が障がいをお持ちの場合	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかのコピー ※給食費(副食費)の支援制度があります(p.33 参照)。 ※申込み児童が上記手帳を有する場合は、利用調整において加点があります(p.27 参照)。 ※申込み児童の兄弟姉妹が上記手帳を有する場合は、利用調整指数が同一の際に優先になることがあります(p.28 参照)。	☐

(注1) 配偶者、元配偶者又は内縁の夫・妻が同居の場合(住民票上別世帯でも同住所に住んでいる場合や、別居でも住民票が同住所の場合を含む)は、ひとり親と認定することはできません。

<お子さんの状況>

申込時の状況	提出書類	
補助金対象の認可外保育施設(注2)、事業 所内保育施設(注3)を利用している場合	通園証明書 (市指定の様式)	☐
補助金対象施設以外の居宅訪問型保育施 設(注2)を利用している場合	認可外保育施設等利用証明書 (市指定の様式)	☐
お子さんが腎臓、肝臓、心臓(川崎病含む) にかかわる病気(治療中、経過観察中)を お持ちの場合 ※その他の病気でも求める場合があります。	保育園入園診断書 (市指定の様式) ※入園希望月の締切日までにご提出がないと、 利用調整にかけられない場合があります。 ※入園時、保育施設から提出を求められる場合があります。 事前にコピーをお取りください。	☐
お子さんに病気や障がいがある場合、発達 に心配がある場合(注4)(p.16 参照)	問診表 (市指定の様式) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手 帳、障害児通所受給者証、発達センター等の在籍証明 書のいずれかのコピー(お持ちの方のみ) 事前の面談時に必要な書類があります。 p.16 を必ずご確認ください。	☐
お子さんに医療的ケアが必要な場合(注4) (p.16 参照)		

(注2) 都道府県知事に届出をしている施設が対象となります。

(注3) 都道府県知事に届出をしている施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設が対象となります。

(注4) お子さんの病気や障がい、必要な支援や配慮により、保育園入園診断書(市指定の様式)や関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。詳しくはこども施設入園課にご相談ください。

<兄弟姉妹の状況>

申込時の状況	提出書類	
兄弟姉妹が幼稚園に入園している場合 対象施設: 小規模保育事業所の連携施設に設定さ れている幼稚園(p.55～認可保育施 設マップの備考欄参照)	在園を証明する書類(コピー可) 利用している施設から証明書を発行してもらうようお 願いします。 (未就園児教室の利用は除く)	☐
兄弟姉妹が幼稚園に入園予定の場合 対象施設: すべての幼稚園	入園許可証等、入園することが確認できるもの (コピー可)	☐

<転入予定での申込み>

申込時の状況	提出書類	
市川市外在住の方	転入に関する誓約書 (市指定の様式)	☐

<その他>

申込時の状況	提出書類	
申込み時の状況と入園時の状況が異なる場合	申告書 (記載方法につきましては、こども施設入園課へ お問い合わせください)	☐